

第九十号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例
江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表三総合レクリエーション公園の項を次のように改める。

総合レクリエーション公園									
葛西防災公園駐車場	富士公園駐車場	富士公園バーベキュー場	フラワ－ガーデン駐車場	ファミリースポーツ広場駐車場	虹の広場駐車場	なぎさ公園東駐車場	なぎさ公園北駐車場	なぎさ公園運動場	なぎさ公園野球場
江戸川区西葛西八丁目一七番一	江戸川区南葛西六丁目二三番一	江戸川区南葛西四丁目九番一	江戸川区南葛西三丁目一七番一	江戸川区西葛西七丁目二番一	江戸川区南葛西七丁目三番一				

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

江戸川区立総合レクリエーション公園に新たに整備する葛西防災公園内に、使用料を徴収する駐車場を公園施設として設置するほか、地番で表記している公園施設の位置を、住居表示による表記とする規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。